

令和 4 年 6 月 16 日現在

機関番号：22701

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2021

課題番号：19K01423

研究課題名(和文) 私有林の維持・管理・保全と所有に関する理論的、実証的研究

研究課題名(英文) Theoretical and empirical research about keeping, management and preservation, and property of private forest

研究代表者

大澤 正俊 (OSAWA, Masatoshi)

横浜市立大学・国際商学部・教授

研究者番号：50305463

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 800,000円

研究成果の概要(和文)：農業センサス、神奈川県内森林・林業統計データから私有林の減少傾向、私有林割合の変化などの可視化(グラフや表作成)を行うとともに、神奈川県内の森林の特徴を踏まえ、自治体の森林担当者へヒアリング調査(主に所有者不明森林の現状と対応について、森林相続の現状と課題、各自治体独自に有している森林に関するデータの有無など)を実施した。

その結果、森林データの可視化は数字での森林面積や私有林・公有林・国有林の割合の増減が鮮明になった。また、所有者不明森林の維持、管理の問題は、森林経営管理法によって解消される方向性が確認できた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国土交通省の地籍調査において、林地は、宅地、農地に比べ最も登記簿上で所有者不明の割合が最も高く、地球温暖化防止、国土保全、自然環境保全などにとって、森林の持続的な維持・管理・保全は喫緊の課題である。本研究成果は、神奈川県内であっても、各自治体により私有林の割合が異なることを可視化し、平成31年にスタートした森林経営管理制度の各自治体の進捗状況から見えてくる新たな諸課題に対応することが私有林の維持・管理・保全に必要であることを示唆した。

研究成果の概要(英文)：In addition to visualizing the decrease trend of private forests and changes in the proportion of private forests from agricultural censuses and forest and forestry statistics data in Kanagawa Prefecture (graphs and table creation), we conducted interview surveys (mainly on the current state and response of forest of unknown forests, the present state and issues of forest inheritance, the presence or absence of data on forests owned by each municipality, etc.) based on the characteristics of forests in Kanagawa Prefecture.

As a result, the visualization of forest data revealed the increase or decrease in the forest area and the proportion of private, public, and national forests in numbers. In addition, the direction in which the problem of maintenance and management of the forest of unknown owners was solved by the Forest Management Law and the revised Registration Law was confirmed.

研究分野：民法学

キーワード：私有林 森林経営管理法 所有者不明森林 森林所有権

1. 研究開始当初の背景

戦後、日本政府は木材を重要な資源と位置づけ経済成長に貢献するとして、「拡大造林政策」を推進した。その後、林業と木材生産は成長を続けたが、昭和30年代から木材需要を賄うために木材の輸入が始まり、また昭和55年頃から国産木材の価格は下落し林業経営は苦境に立たされている。

この間、森林面積は約50年間ほぼ変化をせず横ばいに推移しており(林野庁統計情報による)所有形態では約57%を私有林が占めている。私有林では、昭和55年以降適切な森林伐採が行われていない面積が増えており、森林崩壊をどのように食い止めるのかが懸案事項となった。近年、地球温暖化、異常気象、甚大な土砂災害の増加により、まさに森林の適切な維持、管理は喫緊の課題といえる。

こうした中、森林の所在する市町村に居住していない又は事業所を置いていない者(不在村者)の所有する森林が私有林面積の約4分の1を占めるようになり、平成29年度に国土交通省が集計した調査結果では、不動産登記簿による所有者の所在が判明しない林地割合が28%を超えていることも公表された。これまでも森林の適切な維持、管理を行おうと様々な対策がなされてきたが、平成30年には森林所有者自らが森林の経営管理を実施できない場合や所有者不明森林に対応する仕組みとして「森林経営管理制度」が導入されるに至った。

2. 研究の目的

森林問題、特に森林の環境保全問題に関しては、これまで環境経済学分野での研究成果が多数発表されている。法学領域においても、環境法分野を中心に研究が行われてきた。所有者不明森林整備のために平成23年、28年に森林法が改正され、平成30年には森林経営管理法が成立したことで研究も活発化している。

その後、所有者不明の土地問題は、森林、農地だけでなく、宅地などの一般土地の問題にまで広がり、民法上の土地所有権問題に展開してきた。そこで、本研究は民法学の土地所有権理論の研究としても社会的要請が強いと考えた。また、将来を展望したとき、森林の果たす役割は、国民の生活のための木材やリクリエーションの場を確保するための役割と、国土や環境保全などの公益的役割が重要となる。つまり、森林は一般の土地よりも強い利用の公共性を有し、森林は「土地本来の属性としての公共性」と森林として国家的・公共的に人々の生存のために利用されなければならない「利用(役割)の公共性」という二重の性格を有していると解する。

現状では、所有者の不在・不明などによる森林の荒廃が問題となっている。そこで、平成30年森林経営管理法成立までの立法政策で私有林の維持、管理、保全状況を確認し、森林の現状を理解した上で、森林経営管理法による所有者不明森林に対する課題を考察し、今後、新たな土地所有権理論へと展開していくことを目的とした。

3. 研究の方法

(1) 森林状況の可視化

農林業センサスなどのデータを用いて、平成10年以降の森林の変化について可視化した。

(2) 森林関連データと文献資料収集、および自治体へのヒアリング調査

過去の森林法関連、土地法関連の文献資料とデータの収集を行った。神奈川県内で林業が行われている地域、行われていない地域、その中間的な地域の自治体にそれぞれの地域の私有林の維持・管理の課題と独自の森林データの有無などについてヒアリング調査を行った。

(3) 私有林の維持・管理・保全理論の検討

研究代表者である大澤は、民法(土地法)の視点から土地所有権理論の分析と検討を行った。研究分担者である小泉は、森林データの収集を行い、その分析と可視化について、大澤の理論的な分析と検討を参考に行った。また、必要に応じ、専門分野の研究者を招聘し、意見交換を行った。

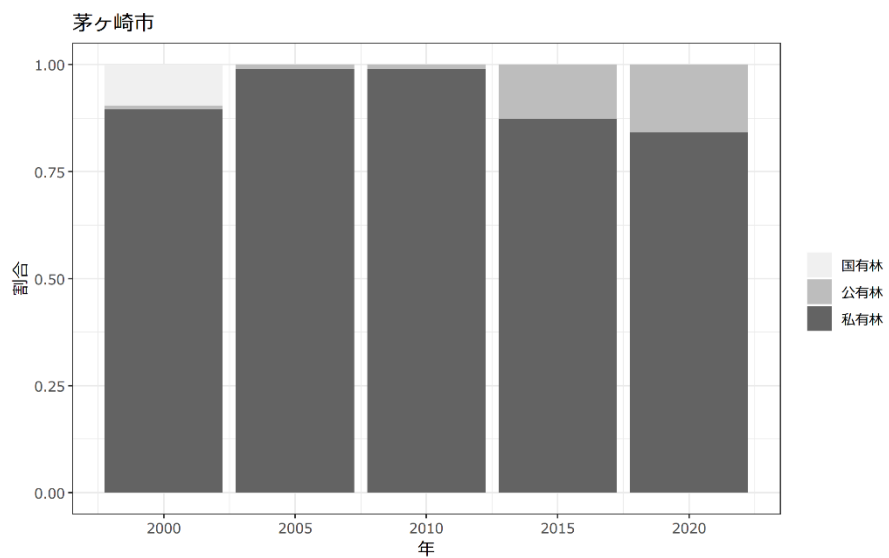
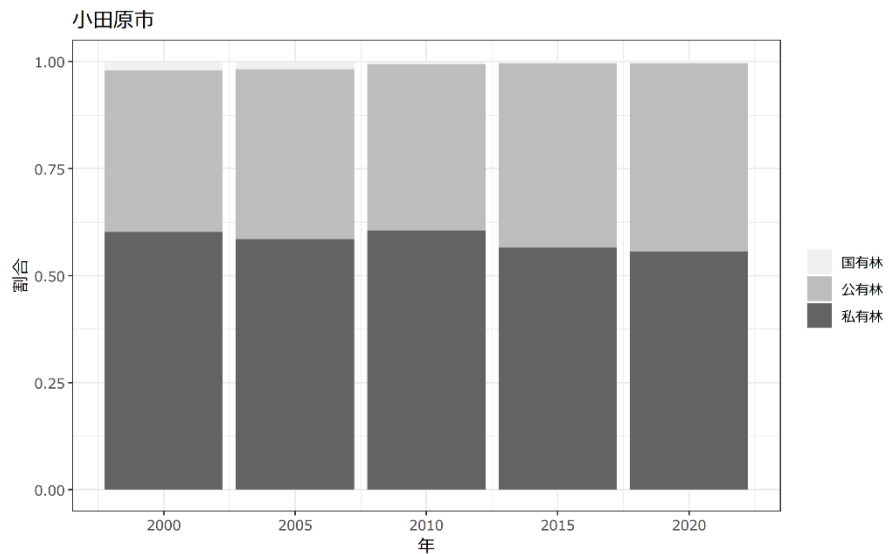
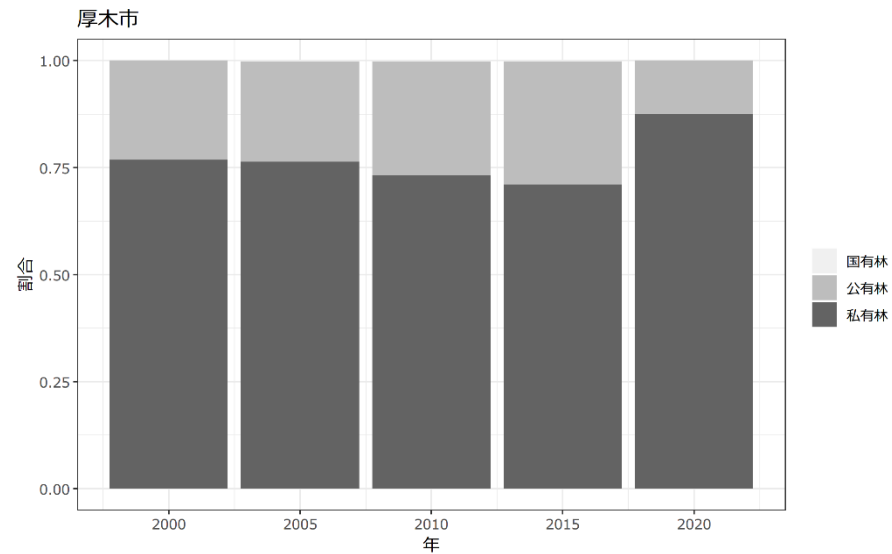
4. 研究成果

(1) 森林状況の可視化

初年度、農林業センサス、神奈川県森林・林業関係統計の森林データを用いて、全国の私有林割合などの可視化を進め、ヒアリング調査対象地域の選定を行った。林業経営体数の多い地域と地元(神奈川県)に絞り込んでいたが、その後、新型コロナウイルス流行による移動制限により、調査対象地域を神奈川県内に限定し、県内市町村の森林データの可視化を行った。

神奈川県内の各市別に国有林、公有林(私有林面積から私有林面積を引いた面積)、私有林の割合の変化のグラフを作成して比較してみると、林業が行われている地域(小田原市)行われていない地域(茅ヶ崎市)、その中間的な地域(厚木市)で明らかに異なる変化があった(「森林所有形態別割合」参照)ので、この3市をヒアリング対象地域とした。

森林所有形態別割合



(2) 調査結果

厚木市環境農政部農林土木係、小田原市農政課森林振興担当、茅ヶ崎市都市部景観みどり課に地域内の森林の現状と課題を中心にヒアリング調査を行った。

林業・木材産業がある小田原市と林業・木材産業がほとんどない茅ヶ崎市、小田原市ほど林業・木材産業が盛んではない厚木市では森林の維持・管理の課題に違いが見られた。林業経営も課題となる小田原市では森林経営管理制度により森林の公益的維持・管理だけでなく、木材産業についても対策を行っている。茅ヶ崎市においては、公益的維持・管理面の対応に専念することがで

きている。厚木市では、林業・木材産業の維持継続をはかりつつも、地球温暖化等への対応として公益的維持・管理に施策の重点はあった。

3市に共通していたのは、ヒアリング調査（令和元年10月実施）で所有者不明森林の現状把握について検討しなければならないとの認識を有していた点と今後の森林相続について高い関心があった点である。

(3) 私有林の維持・管理・保全の検討結果

山（森林）は、植林、下刈り・間伐、主伐の適切な管理が継続して安定的になされていることが重要である。これまで、所有者不明の私有林には、いわゆる所有権の絶対性によって、所有者不明森林内の伐採や管理などを行うことができずにいた。そこで、平成25年の森林法改正により、森林共有者の一部に確知することができない者がいる場合の森林共有者で知れている者からの立木の持分や土地使用権取得の制度（共有者不確知森林制度 森林法10条の12）が創設され、平成31年にスタートした森林経営管理制度では、所有者不明森林について市町村への経営管理権を設定することを可能とした（森林経営管理法25条以下）。

これらの制度は、今日の森林の現状からすれば公益的維持・管理のためという公共的性格を有している。今後、この制度によって私有林の崩壊が減少に向かうと想定されているが、全国の動向に注視していく必要がある。同時に今回ヒアリング調査を行った3市についても調査の継続を行っていきたい。

(4) 今後の課題・発展の方向

今後、10年単位で私有林の維持・管理について将来を展望すれば、所有者不明森林への利用権設定による対応を継続することが妥当であるのか否かを実証研究によって判断する必要がある。また、所有者不明森林を増加させないためには、森林相続について、現在の森林所有者の意向調査や森林相続の実態を把握し、現状に合った森林相続について検討も必要である。

森林、農地、一般土地（宅地）では、同じ土地であっても財としての性質が大きく異なることを踏まえ、将来的に土地問題、不動産所有権問題としての更なる検討が期待される。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 大澤正俊 小泉和之	4. 巻 73巻2・3合併号
2. 論文標題 森林の維持・管理・保全と所有に関する一考察	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 横浜市立大学論叢社会科学系列	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 1件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 植埜・小泉和之
2. 発表標題 「スパース線形判別モデルを用いた分類木分析手法の提案」
3. 学会等名 日本計算機統計学会第33回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Koizumi, K. and Ue, R.
2. 発表標題 On Recent Statistical Modeling
3. 学会等名 The 23rd International Annual Symposium on Computational Science and Engineering (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	小泉 和之 (KOIZUMI Kazuyuki) (70548148)	横浜市立大学・データサイエンス学部・准教授 (22701)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------